

医療保険料などが見直されます

年金収入 80 万円以下のかたが対象

年金収入などが 80 万円以下などの要件を満たすかたは、以下のような介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給の対象となります。

詳しくは問い合わせください。

◎問い合わせ先 役場町民保健課国民健康保険係 ☎ (86) 1157 [直通]

介護保険料と年金生活者支援給付金の見直し

年金生活者
支援給付金の支給
(基準額月 5,000 円 ※1)

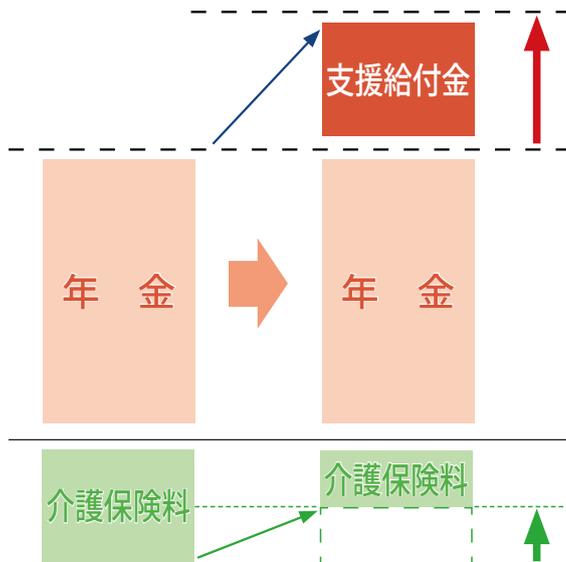
介護保険料の軽減
(月平均 460 円軽減 ※2)

※2 保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は、10 月からです。

※1 年金保険料を納めた期間などにより支給額は異なります。

例

年金保険料納付済期間	給付金額(月額)
480 月	5,000 円
240 月	2,500 円
120 月	1,250 円



- 介護保険料の軽減額は保険者ごとに異なります。
- 年金生活者支援給付金の金額は、受給中の年金の種類や所得額によっても異なります。

高齢者医療保険料の見直し

○年金収入 80 万円以下などの要件を満たすかたの軽減率は法令上 7 割削減 (月平均 1,260 円) ですが、これまでは特例的に 9 割削減 (月平均 420 円) でした。

○今年度は 8 割削減 (月平均 840 円) になります。

▼保険料を年金からの引き落としで納めているかた

年度の前半 (4 月から 8 月) は前年度の 2 月の引き落とし額と同額となり、後半 (10 月から 2 月) で年間の保険料を調整します。

引き落とし額への影響は、10 月からです。

▼年金からの引き落とし金額の例

平成 30 年度年額 5,000 円 (月平均 420 円)

今年度年額 10,100 円 (月平均 840 円)

800 円	800 円	800 円	1,000 円	800 円	2,700 円	2,500 円	2,500 円						
4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月		

(注) 掲載した金額は、平成 30 年度・令和元年度の鹿児島県の保険料均等割額より算出。